

法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年財務省令第十二号）新旧対照表

改正後

（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）

第二十六条の二 令第一百十二条第六項第三号イ（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）（同条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める単位は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

一 四 省 略

五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する暗号資産 その種類の異なるごとに区分するものとする。

六 省 略

2 令第一百十二条第六項第三号ロ（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、同号の資産に係る次に掲げる書類とする。

一 省 略

二 次に掲げるいずれかの書類で前号の資産の支配関係事業年度開始日における価額を明らかにするもの

イ 省 略

ロ 法第五十七条第三項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の内国法人が、当該支配関係事業年度開始日における価額を算定し、これを当該支配関係事業年度開始日における価額として算定し、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

3 省 略

（短期売買商品等の譲渡損益の発生する日）

第二十六条の九 法第六十一条第一項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する財務省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由と

改正前

（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）

第二十六条の二 同 上

一 四 同 上

五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する仮想通貨 その種類の異なるごとに区分するものとする。

六 同 上

2 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 法第五十七条第三項の内国法人が、当該支配関係事業年度開始日における価額を算定し、これを当該支配関係事業年度開始日における価額として算定し、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

3 同 上

（短期売買商品等の譲渡損益の発生する日）

第二十六条の九 同 上

し、同項に規定する財務省令で定める日は、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一〇八 省 略

九 法第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引（暗号資産（同条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この号において同じ。）の売付けをし、その後に当該暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買付けをして決済をするものに限る。）その決済に係る買付けの契約をした日

（暗号資産信用取引に係る利益相当額又は損失相当額）

第二十六条の十 法第六十一条第七項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 暗号資産信用取引（法第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引をいう。次号において同じ。）の方法により暗号資産（同条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）の売付けをしている場合 その売付けに係る暗号資産（事業年度終了の時ににおいて決済されていらないものに限る。）のその売付けに係る対価の額から当該暗号資産の令第一百八条の八第一項第三号又は第四号（短期売買商品等の時価評価金額）に掲げる金額に相当する金額（次号において「時価評価額」という。）に当該暗号資産の数量を乗じて計算した金額を減算した金額

二 暗号資産信用取引の方法により暗号資産の買付けをしている場合 その買付けに係る暗号資産（事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに限る。）の時価評価額に当該暗号資産の数量を乗じて計算した金額から当該暗号資産のその買付けに係る対価の額を減算した金額

（満期保有目的等有価証券に該当する旨の記載の方法等）

第二十六条の十二 省 略

2・3 省 略

（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例に関する書類等）

第二十七条 令第一百十九条の三第八項（移動平均法を適用する有価証券につ

一〇八 同 上

九 法第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引（仮想通貨（同条第一項に規定する仮想通貨をいう。以下この号において同じ。）の売付けをし、その後に当該仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の買付けをして決済をするものに限る。）その決済に係る買付けの契約をした日

（仮想通貨信用取引に係る利益相当額又は損失相当額）

第二十六条の十 同 上

一 仮想通貨信用取引（法第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引をいう。次号において同じ。）の方法により仮想通貨（同条第一項に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。）の売付けをしている場合 その売付けに係る仮想通貨（事業年度終了の時ににおいて決済されていらないものに限る。）のその売付けに係る対価の額から当該仮想通貨の令第一百八条の八第三号又は第四号（短期売買商品等の時価評価金額）に掲げる価格に相当する金額（次号において「時価評価額」という。）に当該仮想通貨の数量を乗じて計算した金額を減算した金額

二 仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の買付けをしている場合 その買付けに係る仮想通貨（事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに限る。）の時価評価額に当該仮想通貨の数量を乗じて計算した金額から当該仮想通貨のその買付けに係る対価の額を減算した金額

（満期保有目的等有価証券に該当する旨の記載の方法等）

第二十七条 同 上

2・3 同 上

いて評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 他の法人(令百十九条の三第七項に規定する他の法人をいう。以下この条において同じ。)の同項第一号に規定する特定支配日前に最後に終了した事業年度(当該特定支配日の属する事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時)から同項に規定する対象配当等の額に係る令百十九条の三第九項第一号に規定する決議日等前に最後に終了した事業年度までの各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書、損益金の処分に關する計算書その他これらに類する書類

二 令百十九条の三第八項に規定する支配後配当等の額を明らかにする書類(前号に掲げる書類を除く。)

三 令百十九条の三第八項に規定する特定支配後増加利益剰余金額の計算の基礎となる書類(第一号に掲げる書類を除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、令百十九条の三第八項に規定する特定支配後増加利益剰余金額超過額の計算の基礎となる書類

2 | 令百十九条の三第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令百十九条の三第十三項に規定する各基準時の直前において内国法人が有する他の法人の株式又は出資の帳簿価額のうち最も大きいもの
- 二 令百十九条の三第七項第一号又は第二号に掲げる要件に該当する場合には、その旨
- 三 令百十九条の三第七項(令百十九条の四第一項後段(評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例)においてその例による場合を含む。)の規定により他の法人の株式又は出資の令百十九条の三第七項に規定する基準時の直前における帳簿価額から減算される金額
- 四 その他参考となるべき事項

第二十七条の六 (有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額)

第二十七条の六 法第六十一条の四第一項(有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等)に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

第二十七条の六 (有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額)

第二十七条の六 法第六十一条の四第一項(有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等)に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 法第六十一条の四第一項に規定する有価証券の空売り その有価証券の空売りの方法により売付けをした有価証券（事業年度終了の時に決済されていないものに限る。）の当該事業年度終了の時にける帳簿価額から当該有価証券の令百十九条の十三第一項第一号から第三号まで（売買目的有価証券の時価評価金額）に定める金額に相当する金額（次号において「時価評価額」という。）に当該有価証券の数を乗じて計算した金額を減算した金額

二 省 略

三 法第六十一条の四第一項に規定する有価証券の引受け その有価証券の引受けに係る有価証券（事業年度終了の時に決済されていないものに限る。）の令百十九条の十三第一項各号に定める金額に相当する金額に当該有価証券の数を乗じて計算した金額から当該有価証券のその引受けに係る対価の額を減算した金額

第二十七条の七

法第六十一条の五第一項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 四 省 略

五 銀行法施行規則第十三条の六の三第五項第四号（特定取引勘定）に規定する選択権付債券売買

六 七 省 略

2 法第六十一条の五第一項に規定する財務省令で定める取引は、前項第一号に掲げる取引（金融商品取引法第二条第二十一項第三号若しくは第四号又は第二十二項第三号から第五号までに掲げる取引に係る部分に限る。）のうち次に掲げる要件を満たす取引（適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人から次に掲げる要件を満たす取引に係る契約の移転を受け、かつ、当該適格合併等により第二号に規定する資産若しくは負債の移転を受け、又は同号に規定する金利を受け取り、若しくは支払うこととなつた場合における当該移転を受けた契約に係る取引を含む。）とする。

一 七 省 略

一 法第六十一条の四第一項に規定する有価証券の空売り その有価証券の空売りの方法により売付けをした有価証券（事業年度終了の時に決済されていないものに限る。）の当該事業年度終了の時にける帳簿価額から当該有価証券の令百十九条の十三第一号から第三号まで（売買目的有価証券の時価評価金額）に定める金額に相当する金額（次号において「時価評価額」という。）に当該有価証券の数を乗じて計算した金額を減算した金額

二 同 上

三 法第六十一条の四第一項に規定する有価証券の引受け その有価証券の引受けに係る有価証券（事業年度終了の時に決済されていないものに限る。）の令百十九条の十三各号に定める金額に相当する金額に当該有価証券の数を乗じて計算した金額から当該有価証券のその引受けに係る対価の額を減算した金額

（デリバティブ取引の範囲等）

第二十七条の七 同 上

一 四 同 上

五 銀行法施行規則第十三条の六の三第五項第四号（選択権付債券売買等）に規定する選択権付債券売買

六 七 同 上

2 法第六十一条の五第一項に規定する財務省令で定める取引は、前項第一号に掲げる取引（金融商品取引法第二条第二十一項第三号若しくは第四号又は同条第二十二項第三号から第五号までに掲げる取引に係る部分に限る。）のうち次に掲げる要件を満たす取引（適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人から次に掲げる要件を満たす取引に係る契約の移転を受け、かつ、当該適格合併等により第二号に規定する資産若しくは負債の移転を受け、又は同号に規定する金利を受け取り、若しくは支払うこととなつた場合における当該移転を受けた契約に係る取引を含む。）とする。

一 七 同 上

3 法第六十一条の五第一項に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一 四 省 略

4 内国法人は、法第六十一条の五第一項に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額を算出する場合において、前項各号の合理的な方法によつたときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならぬ。

(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)

第二十七条の十四 内国法人が次の各号に掲げる事項を記載した法又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定に基づく書類を提出する場合には、当該各号に掲げる事項の記載については、別表十三、別表十一(一)から別表十二(七)まで、別表十二(九)、別表十二(十)、別表十三(一)から別表十三(八)まで、別表十三(十)、別表十六(一)から別表十六(六)まで及び別表十六(八)から別表十六(十)までに定める書式によらなければならない。この場合において、第二十一条の二第四号(適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)又は第二十一条の三第四号(適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)に掲げる事項をこれらの書式により記載するときは、第二十一条の二第四号に掲げる事項にあつては、その移転をする減価償却資産に係る記載すべき金額を令第十三条各号(減価償却資産の範囲)に掲げる資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を、第二十一条の三第四号に掲げる事項にあつては、その引継ぎをする繰延資産に係る記載すべき金額を令第十四条第一項各号(繰延資産の範囲)に掲げる繰延資産の種類ごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を記載することができる。

一 省 略

二 租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第二十条の二十三第七号(準備金方式による特別償却)、第二十一条第六項第五号(海外投資等損失準備金)、第二十一条の五第五号(特定災害防止準備金)、第二十一条の十一第二項第五号(原子力発電施設解体準備金)

3 法第六十一条の五第一項に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一 四 同 上

(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)

第二十七条の十四 同 上

一 同 上

二 租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第二十条の二十三第七号(準備金方式による特別償却)、第二十一条第六項第五号(海外投資等損失準備金)、第二十一条の四第五号(金属鉱業等鉱害防止準備金)、第二十一条の五第五号(特定災害防止準備金)、第二十

、第二十一条の十二第二項第五号（保険会社等の異常危険準備金）、第二十一条の十三第五号（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）、第二十一条の十四第二項第五号（特定船舶に係る特別修繕準備金）、第二十一条の十五第七項第六号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）、第二十二條の二第五項第七号、第九項第七号及び第十三項第七号（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）、第二十二條の七第六項第六号及び第八項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）、第二十二條の八第二項第六号（特定の交換分合により土地等を取
得した場合の課税の特例）、第二十二條の九第三項第六号（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）、第二十二條の九の二第二項第六号（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）並びに第二十二條の十七第三項第六号及び第四項第六号（転廃業助成金等に係る課税の特例）に掲げる事項

三 省 略

- 四 省 略
- 五 省 略
- 六 省 略
- 七 省 略
- 八 省 略
- 九 省 略

九| 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）附則第十六条（金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の四第五号（金属鉱業等鉱害防止準備金）に掲げる事項

十| 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の七第六項第六号及び第八項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

一条の十一第二項第五号（原子力発電施設解体準備金）、第二十一条の十二第二項第五号（保険会社等の異常危険準備金）、第二十一条の十三第五号（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）、第二十一条の十四第二項第五号（特定船舶に係る特別修繕準備金）、第二十一条の十五第七項第六号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）、第二十二條の二第五項第七号、第九項第七号及び第十三項第七号（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）、第二十二條の七第六項第六号及び第八項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）、第二十二條の八第二項第六号（特定の交換分合により土地等を取
得した場合の課税の特例）、第二十二條の九第三項第六号（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）、第二十二條の九の二第二項第六号（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）並びに第二十二條の十七第三項第六号及び第四項第六号（転廃業助成金等に係る課税の特例）に掲げる事項

三 同 上

- 四 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第三十号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の七第六項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項
- 五 同 上
- 六 同 上
- 七 同 上
- 八 同 上
- 九 同 上

(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)

第二十七条の十五 令第二百二十三条の八第三項第四号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)(同条第十四項、第十七項及び第十八項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める単位は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

一 四 省 略

五 資金決済に関する法律第二条第五項(定義)に規定する暗号資産その種類の異なるごとに区分するものとする。

六 省 略

2 5 6 省 略

(法人税が課されないこととなる金額を課税標準として課される外国法人税の額の範囲)

第二十九条の二 令第四百四十二条の二第七項第五号(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)に規定する財務省令で定める関係は、同号の内国法人と同号の他の者との間に次に掲げる関係がある場合における当該関係とする。

一 一方の者が他方の者(法人に限る。次号において同じ。)の株式又は出資を保有する関係

二 一方の者が他方の者の残余財産について分配を請求する権利を保有する関係(前号に掲げる関係に該当するものを除く。)

三 一方の者が他方の者の財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決めを締結している関係がある場合における当該一方の者と当該他方の者との間の関係(前二号に掲げる関係に該当するものを除く。)

四 一方の者と他方の者(次に掲げる者のいずれかに該当するものに限る。)(との間の関係(前三号に掲げる関係に該当するものを除く。))

イ 当該一方の者が、その株式若しくは出資を保有する関係、その残余財産について分配を請求する権利を保有する関係又はその財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決めを締結している関係にある者

(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)

第二十七条の十五 同 上

一 四 同 上

五 資金決済に関する法律第二条第五項(定義)に規定する仮想通貨その種類の異なるごとに区分するものとする。

六 同 上

2 5 6 同 上

ロ イ又はハに掲げる者が、その株式若しくは出資を保有する関係、その残余財産について分配を請求する権利を保有する関係又はその財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決めに締結している関係にある者

ハ ロに掲げる者が、その株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係、その残余財産について分配を請求する権利を保有する関係又はその財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決めに締結している関係にある者

五| 一方の者が他方の者と資産の販売等（資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引をいう。以下この号において同じ。）に係る取引関係（当該一方の者と当該他方の者との間にこれらの者と資産の販売等に係る取引関係を通じて連鎖関係にある一又は二以上の者が介在している場合における当該取引関係を含む。以下この号において同じ。）にある場合（当該他方の者が当該取引関係を通じて行う資産の販売等から生ずる所得のうち当該一方の者が当該取引関係を通じて行つた資産の販売等から生ずる所得に係る部分がある場合に限る。）における当該一方の者と当該他方の者との間の関係（前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

六| 連鎖関係者（一方の者との間に第四号中「他方の者」とあるのを「他の者」と、「関係（前三号に掲げる関係に該当するものを除く。）」とあるのを「関係」と読み替えた場合に同号に掲げる関係がある者をいう。）と他方の者との間に前号中「一方の者が他方の者」とあるのを「次号に規定する連鎖関係者が他方の者」と、「当該一方の者」とあるのを「当該連鎖関係者」と読み替えた場合に同号に掲げる関係があるときにおける当該一方の者と当該他方の者との間の関係

七| その他前各号に掲げる関係に準ずる関係

2| 令第四百四十二条の二第七項第六号に規定する財務省令で定める関係は、同号の内国法人と同号の他の者との間に当該他の者が当該内国法人の総株主、総社員若しくは総出資者の議決権の総数又は当該内国法人の発行可能株式総数の百分の二十五以上の数を有する関係その他の関係がある場合に、当該内国法人の国外事業所等（法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する国外事業所等をいう。以下この項において同じ。）の所在する国又は地域（以下この項において「国外事業所所在地国」という

。）の外国法人税（法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）に関する法令の規定により、当該内国法人の国外事業所等（当該国外事業所等所在地国に所在するものに限る。以下この項において同じ。）から当該内国法人の関連者等（当該他の者（当該国外事業所等所在地国に住所若しくは居所、本店若しくは主たる事務所その他これらに類するもの又は当該国外事業所等所在地国の国籍その他これに類するものを有するものを除く。）及び当該内国法人の法第六十九条第四項第一号に規定する本店等（当該国外事業所等所在地国に所在するものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）への支払に係る金額及び当該内国法人の国外事業所等が当該内国法人の関連者等から取得した資産に係る償却費の額のうち当該国外事業所等所在地国において当該内国法人の国外事業所等を通じて行う事業から生ずる所得に対して課される他の外国法人税の課税標準となる所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を当該他の外国法人税の課税標準となる所得の金額に相当する金額に加算することその他これらの金額に関する調整を加えて当該国外事業所等所在地国の外国法人税の課税標準となる所得の金額を計算することとされているときにおける当該関係とする。

（適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項）
第二十九条の三 省 略

（外国税額控除を受けるための書類等）

第二十九条の四 省 略

2・3 省 略

（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）

第三十七条 省 略

2 省 略

3 第二十七条の十四（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）の規定は、連結親法人が次に掲げる事項を記載した法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額）の規定又は租税特別措置法第三章第十節から第二十五節までの規定に基づく書類を提出する場合について準用する。

（適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項）
第二十九条の二 同 上

（外国税額控除を受けるための書類等）

第二十九条の三 同 上

2・3 同 上

（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）

第三十七条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 第二十七条の十四第一号及び第七号に掲げる事項

二 租税特別措置法施行規則第二十二條の四十四第八号（準備金方式による特別償却）、第二十二條の四十五第四項第六号（海外投資等損失準備金）、第二十二條の四十八第六号（特定災害防止準備金）、第二十二條の五十五第二項第六号（原子力発電施設解体準備金）、第二十二條の五十六第二項第六号（保険会社等の異常危険準備金）、第二十二條の五十七第六号（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）、第二十二條の五十八第二項第六号（特定船舶に係る特別修繕準備金）、第二十二條の五十九第七項第七号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）、第二十二條の六十四第四項第八号、第八項第八号及び第十二項第八号（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）、第二十二條の六十九第六項第七号及び第八項第七号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）、第二十二條の七十第二項第七号（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）、第二十二條の七十二第三項第七号（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）、第二十二條の七十三第二項第七号（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）並びに第二十二條の七十九第三項第七号及び第四項第七号（転廃業助成金等に係る課税の特例）に掲げる事項

三 省略

四 省 略
五 省 略
六 省 略
七 省 略
八 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）附則第十九條（連結法人の金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一條の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の四十七第六号（金属鉱業等鉱害防止準備金）に掲げる事項

一 第二十七条の十四第一号及び第八号に掲げる事項

二 租税特別措置法施行規則第二十二條の四十四第八号（準備金方式による特別償却）、第二十二條の四十五第四項第六号（海外投資等損失準備金）、第二十二條の四十七第六号（金属鉱業等鉱害防止準備金）、第二十二條の四十八第六号（特定災害防止準備金）、第二十二條の五十五第二項第六号（原子力発電施設解体準備金）、第二十二條の五十六第二項第六号（保険会社等の異常危険準備金）、第二十二條の五十七第六号（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）、第二十二條の五十八第二項第七号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）、第二十二條の五十九第七項第七号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）、第二十二條の六十四第四項第八号、第八項第八号及び第十二項第八号（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）、第二十二條の六十九第六項第七号及び第八項第七号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）、第二十二條の七十第二項第七号（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）、第二十二條の七十二第三項第七号（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）、第二十二條の七十三第二項第七号（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）並びに第二十二條の七十九第三項第七号及び第四項第七号（転廃業助成金等に係る課税の特例）に掲げる事項

三 同上

四 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第三十号）第一條の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の六十九第六項第七号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

五 同上
六 同上
七 同上
八 同上

九 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の六十九第六項第七号及び第八項第七号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

（法人税が課されないこととなる金額を課税標準として課される外国法人税の額の範囲）

第三十七條の四の二 令第五百五十五條の二十七第五項第三号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する財務省令で定める関係は、同号の連結法人と同号の他の者との間に第二十九條の二第一項各号（法人税が課されないこととなる金額を課税標準として課される外国法人税の額の範囲）に掲げる関係がある場合における当該関係とする。

2 令第五百五十五條の二十七第五項第四号に規定する財務省令で定める関係は、同号の連結法人と同号の他の者との間に当該他の者が当該連結法人の総株主、総社員若しくは総出資者の議決権の総数又は当該連結法人の発行可能株式総数の百分の二十五以上の数を有する関係その他の関係がある場合に、当該連結法人の国外事業所等（法第六十九條第四項第一号（外国税額の控除）に規定する国外事業所等をいう。以下この項において同じ。）の所在する国又は地域（以下この項において「国外事業所所在地国」という。）の外国法人税（法第八十一條の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）に関する法令の規定により、当該連結法人の国外事業所等（当該国外事業所等所在地国に所在するものに限る。以下この項において同じ。）から当該連結法人の関連者等（当該他の者（当該国外事業所等所在地国に住所若しくは居所、本店若しくは主たる事務所その他これらに類するもの又は当該国外事業所等所在地国の国籍その他これに類するものを有するものを除く。）及び当該連結法人の法第六十九條第四項第一号に規定する本店等（当該国外事業所等所在地国に所在するものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）への支払に係る金額及び当該連結法人の国外事業所等が当該連結法人の関連者等から取得した資産に係る償却費の額のうち当該国外事業所等所在地国において当該連結法人の国外事業所等を通じて行う事業から生ずる所得に対して課される他の外国法人税の課税標準となる所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を当該他の外国法人税の

課税標準となる所得の金額に相当する金額に加算することその他これらの金額に関する調整を加えて当該国外事業所所在地の外国法人税の課税標準となる所得の金額を計算することとされているときにおける当該関係とする。

(外国税額控除を受けるための書類等)

第六十条の十四 第二十九条の三(適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項)の規定は法第四十四条の二第六項(外国法人に係る外国税額の控除)において法第六十九条第十一項(外国税額の控除)の規定を準用する場合について、第二十九条の四第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項(外国税額控除を受けるための書類等)の規定は法第四十四条の二第十項において法第六十九条第十五項の規定を準用する場合について、第三十条(繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等)の規定は法第四十四条の二第十項において法第六十九条第十六項の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条の三第一号中「代表者」とあるのは、「代表者(恒久的施設を有する外国法人にあつては、代表者及び恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者。次号において同じ。)」と読み替えるものとする。

別表二十一 貸借対照表及び損益計算書に記載する科目

(一) 貸借対照表に記載する科目

資産の部

現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮払金、貸付金、有価証券、商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、貯蔵品、繰延税金資産、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、鉱業権、漁業権、ダム使用权、水利権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ソフトウエア、育成者権、公共施設等運営権、樹木採取権、営業権、専用側線利用権、鉄道軌道連絡通行施設利用権、電気ガス供給施設利用権、水道施設利用権、工業用水道施設利用権、電気通信施設利用権、借地権、繰延資産等

負債及び資本の部

(外国税額控除を受けるための書類等)

第六十条の十四 第二十九条の二(適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項)の規定は法第四十四条の二第六項(外国法人に係る外国税額の控除)において法第六十九条第十一項(外国税額の控除)の規定を準用する場合について、第二十九条の三第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項(外国税額控除を受けるための書類等)の規定は法第四十四条の二第十項において法第六十九条第十五項の規定を準用する場合について、第三十条(繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等)の規定は法第四十四条の二第十項において法第六十九条第十六項の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条の二第一号中「代表者」とあるのは、「代表者(恒久的施設を有する外国法人にあつては、代表者及び恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者。次号において同じ。)」と読み替えるものとする。

別表二十一 貸借対照表及び損益計算書に記載する科目

(一) 貸借対照表に記載する科目

資産の部

現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮払金、貸付金、有価証券、商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、貯蔵品、繰延税金資産、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、鉱業権、漁業権、ダム使用权、水利権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ソフトウエア、育成者権、公共施設等運営権、営業権、専用側線利用権、鉄道軌道連絡通行施設利用権、電気ガス供給施設利用権、水道施設利用権、工業用水道施設利用権、電気通信施設利用権、借地権、繰延資産等

負債及び資本の部

支払手形、買掛金、未払金、未払税金、繰延税金負債、仮受金、借入金、貸倒引当金、海外投資等損失準備金、特定災害防止準備金、原子力発電施設解体準備金、特定原子力施設炉心等除去準備金、異常危険準備金、関西国際空港用地整備準備金、中部国際空港整備準備金、特別修繕準備金、探鉱準備金、海外探鉱準備金、農業経営基盤強化準備金、再投資等準備金、福島再開投資等準備金、資本金又は出資金、資本剰余金、利益剰余金、再評価積立金、再評価差額金、積立金等

(二) 損益計算書に記載する科目

利益の部

商品製品等売上高、期末商品製品原材料等棚卸高、雑収入、資産の売却益、資産の評価益、当期欠損金等

損失の部

商品製品原材料等仕入高、期首商品製品原材料等棚卸高、賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、地代家賃、保険料、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、機密費、接待交際費、寄附金、利子割引料、雑費、資産の売却損、資産の評価損、貸倒引当金繰入額、海外投資等損失準備金積立額、特定災害防止準備金積立額、原子力発電施設解体準備金積立額、特定原子力施設炉心等除去準備金積立額、異常危険準備金積立額、関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額、特別修繕準備金積立額、探鉱準備金積立額、海外探鉱準備金積立額、農業経営基盤強化準備金積立額、再投資等準備金積立額、福島再開投資等準備金積立額、当期利益金等

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十九条の三を第二十九条の四とし、第二十九条の二を第二十九条

支払手形、買掛金、未払金、未払税金、繰延税金負債、仮受金、借入金、貸倒引当金、海外投資等損失準備金、金属鉱業等鉱害防止準備金、特定災害防止準備金、原子力発電施設解体準備金、特定原子力施設炉心等除去準備金、異常危険準備金、関西国際空港用地整備準備金、中部国際空港整備準備金、特別修繕準備金、探鉱準備金、海外探鉱準備金、農業経営基盤強化準備金、再投資等準備金、福島再開投資等準備金、資本金又は出資金、資本剰余金、利益剰余金、再評価積立金、再評価差額金、積立金等

(二) 損益計算書に記載する科目

利益の部

商品製品等売上高、期末商品製品原材料等棚卸高、雑収入、資産の売却益、資産の評価益、当期欠損金等

損失の部

商品製品原材料等仕入高、期首商品製品原材料等棚卸高、賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、地代家賃、保険料、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、機密費、接待交際費、寄附金、利子割引料、雑費、資産の売却損、資産の評価損、貸倒引当金繰入額、海外投資等損失準備金積立額、金属鉱業等鉱害防止準備金積立額、特定災害防止準備金積立額、原子力発電施設解体準備金積立額、特定原子力施設炉心等除去準備金積立額、異常危険準備金積立額、関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額、特別修繕準備金積立額、探鉱準備金積立額、海外探鉱準備金積立額、農業経営基盤強化準備金積立額、再投資等準備金積立額、福島再開投資等準備金積立額、当期利益金等

の三とし、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十七条の四の次に一条を加える改正規定及び第六十条の十四の改正規定 令和三年四月一日

二 第二十六条の二第一項第五号の改正規定、第二十六条の九第九号の改正規定、第二十六条の十（見出しを含む。）の改正規定（同条第一号中「第一百八条の八第三号」を「第一百八条の八第一項第三号」に、「価格」を「金額」に改める部分を除く。）及び第二十七条の十五第一項第五号の改正規定 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日

2 | (デリバティブ取引に関する経過措置)

改正後の法人税法施行規則第二十七条の七第四項の規定は、法人（人格のない社団等を含む。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。